

(様式 1 - 1)

平成 24 年 1 月 31 日

内閣総理大臣 様

岩手県知事 達 増 拓 也

野田村長 小 田 祐 士

復興交付金事業計画の提出について

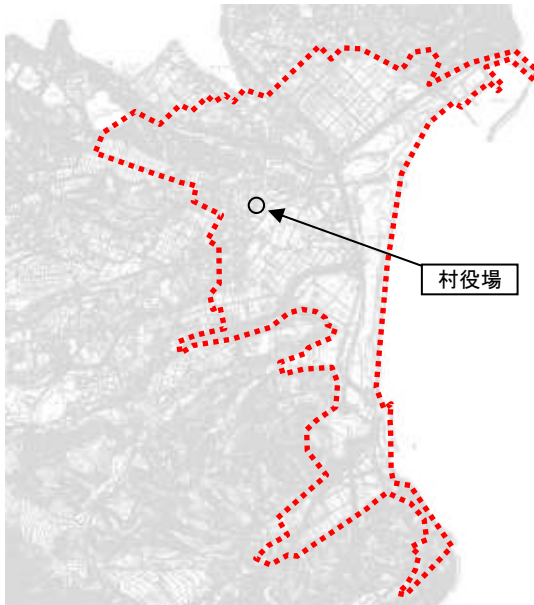
東日本大震災特別区域法第 78 条第 1 項の規定に基づき、復興交付金事業計画
を提出します。

復興交付金事業計画

計画名称 野田村東日本大震災津波復興交付金事業計画
計画策定主体 岩手県 野田村
計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度

計画区域

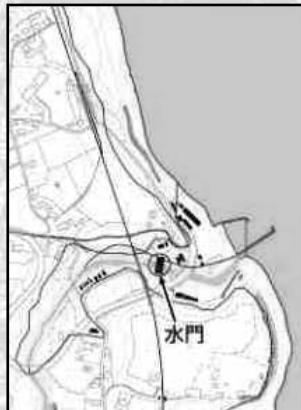
野田村東日本大震災津波復興区域



城内・泉沢・米田・南浜地区

玉川地区

太平洋



下安家地区

※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。

計画区域における震災による被害の状況

岩手県野田村は、東日本大震災により震度5弱を記録し、その後最大約18mの津波が来襲し、本村の住家約1/3が被害を受けるとともに、漁業や商工業などに甚大な被害を受けた。

死者は37人（うち村内死亡者28人）、負傷者は17人におよび、建物流出又は全壊が309棟、大規模半壊が136棟、半壊は33棟、一部破損は34棟の合計512棟が被害を受けることとなった。

かけがえのない尊い生命と貴重な財産を奪われるとともに、本村の中心部にある商店街や住まい、働く場、交通網、漁港など広範囲にわたり壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらした。とりわけ、城内・泉沢地区においては、建物流出又は全壊が261棟にのぼり、本村全体の被害の約9割が集中するなどその被害は壮絶なものとなった。

本村の交通の要である国道45号をはじめ、幹線道路の多くが冠水による通行止めとなるなど村外および村内との物流に著しい支障が生じ、ライフラインも津波により機能不全に陥り、医療施設や福祉施設も被災した。米田・南浜地区においても、建物流出又は全壊が31棟にのぼり壊滅的な被害となった。

なお、玉川・下安家地区でも、建物流出又は全壊が11棟を数え、津波により漁港施設がすっかり流されるなど大きな被害を受けたことから、本村の早期復興のためにはこれらの区域を重点とした復興が必要となる。



写真1－城内地区被災状況



写真2－米田地区被災状況



写真3－下安家地区被災状況



写真4－泉沢地区被災状況

震災の被害からの復興に関する目標

東日本大震災から本村を迅速に蘇らせ、安全・安心なむらを創造するため、基本理念を「安全・安心で活力あるむらづくり」と定め、全ての村民の力を結集し、結いと協働による復旧・復興・発展に取り組むため、以下の目標を掲げる。

(1) 防災まちづくり

・津波に強い多重的な防災施設や避難路の整備、高台移転や地盤・道路の部分的な嵩上げの推進、情報伝達施設や防災計画の再整備など安全なむらづくりを進める。

(2) 生活再建

・被災した医療・社会福祉施設等の復旧、公営住宅等の整備、交通ネットワークや情報通信の再構築など安心して暮らせるむらづくりを進める。

(3) 産業・経済再建

・漁業や農業及び商工業等の産業基盤の復旧・復興、雇用の場の確保、漁港や観光施設等の整備など活力あるむらづくりを進める。

復興にあたっては、被災者のニーズに応える体制の構築、地域コミュニティの再生、自然エネルギーの活用などを考慮し、状況変化に応じた柔軟な対応に努めるとともに、これらの取組を通して、本村の人口・訪問者数を平成 22 年度以上に回復させる。

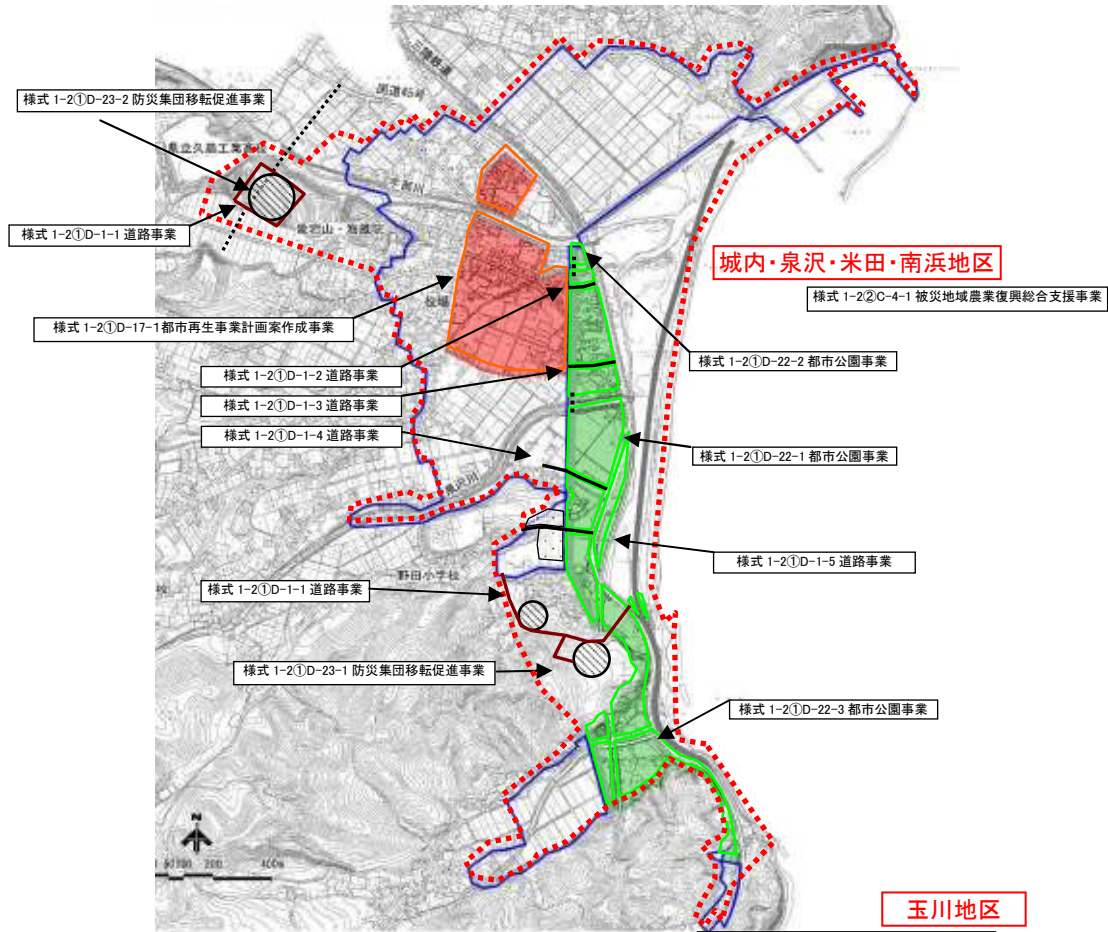
段階的な復興	
復旧期	平成 23 年度～平成 25 年度（3 年間）
復興期	平成 24 年度～平成 27 年度（4 年間）
発展期	平成 26 年度～平成 32 年度（7 年間）

○復興計画と総合計画の関係

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
野田村の復興	復旧期	→										
	復興期		→									
	発展期			→								
復興計画		→ H23～H27										
総合計画		→ 後期基本計画 H23～H27					→ 新総合計画（前期）H28～H32					

表一 野田村復興計画のスケジュール

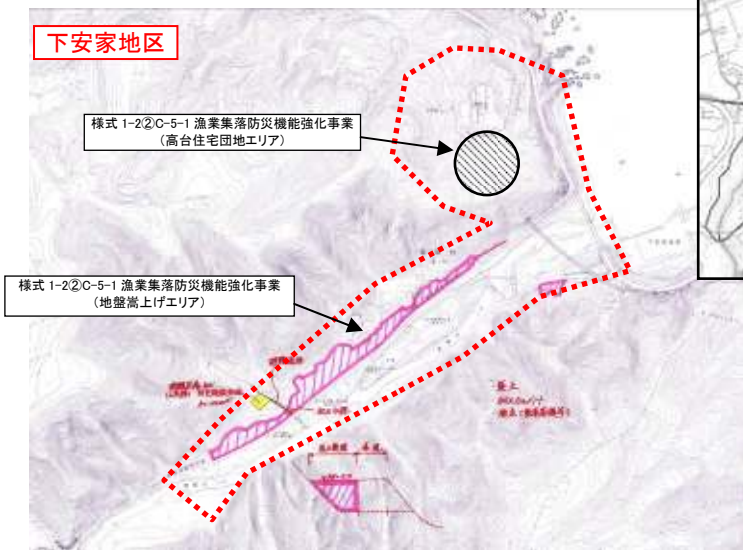
対象事業の詳細 様式1-2、1-3、1-4、1-5



玉川地区



下安家地区



基金設置の有無・基金設置の時期

(有) (基金設置主体： 野田村) / 無 ()
(基金設置の時期：平成 23 年度)

※該当を○で囲んで下さい

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙※

野田村東日本大震災津波復興計画

※野田村ホームページ <http://www.vill.noda.iwate.jp/>

※特定市町村又は特定都道県が独自に、域内の復興に関する構想、そのために必要となる施策等を取りまとめた文書を作成している場合には、その文書を添付してください。